

栃木県シルバー大学校南校同窓会会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、栃木県シルバー大学校南校同窓会（以下「本会」）と称し、本部を南校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、シルバー大学校で学んだ知識、技能を活用し、地域社会に貢献するとともに母校の発展を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 支部相互の連絡・情報に関する事
2. ボランティア活動の推進に関する事
3. 関係団体との連絡調整に関する事
4. その他目的達成のために必要な事

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、栃木県シルバー大学校を卒業した者をもって組織する。

- 2 本会に入会した者は 原則 居住地の支部に入会するものとする。
- 3 居住地の支部が南校同窓会支部でない場合は、他校同窓会支部に入会し、南校同窓会個人会員入会案内兼申込書を南校同窓会会長に提出することで南校個人会員として登録され南校同窓会実施事業の情報を提供することとする。尚、他校同窓会支部に入会することで南校同窓会支部の年会費は不要とする。
- 4 支部を退会した者は本会を退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 総務 若干名
4. 会計 若干名
5. 監事 若干名（最低2名）
6. 理事（支部長兼務）若干名

支部長が南校出身者でない場合は、南校出身者から南校理事を置く。

栃木県シルバー大学校南校同窓会会則

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会において推薦する。

(役員を選任)

第7条 各役員は総会において選任する。

なお、役員候補者については、学生自治会(理事会)各期からの推薦により選出する。
但し、任期途中で止むを得ない理由で役員を退任せざるをえない場合は理事会で(急ぐ必要がある場合は臨時理事会を開催して)退任を承認の上、後任の役員を選任する。
その場合の任期は交代前の役員の任期と同一とする。

2 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は、この会の代表となり、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、内1名が、その職務を代行する。
3. 総務は、会務運営のとりまとめ役及び役員相互の連絡調整にあたる。
4. 会計は、経理を司る。
5. 監事は、財産の状況及び業務執行状況を監査する。
6. 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を執行する。

第4章 会 議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とし、役員と代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、南校卒業生支部会員50名につき1名(50名に満たないところは50名をもって算定する)を選出する。
- 3 総会は、次の事項について審議決定する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要事項
- 4 総会は、定期総会を10月中に、臨時総会は、必要に応じ会長がこれを召集し開催する。

栃木県シルバー大学校南校同窓会会則

(役員会及び理事会)

- 第11条 役員会は、会長、副会長、総務、会計及び監事をもって、理事会は、会長、副会長、総務、会計、監事、理事及び支部長をもって、それぞれ構成する。
- 2 役員会及び理事会は、必要に応じて会長がこれを召集する。

(会議の成立)

- 第12条 本会の会議は構成員の過半数の出席者により成立する。ただし、委任状の提出者は出席者とみなす。

(会議の議決)

- 第13条 本会の会議の決議は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

第5章 組 織

(支部)

- 第14条 本会は、居住地の単位に支部を置く。ただし、支部の新設・統合については、関係会員の意見を聞いて、理事会で定める単位に置く。
- 2 支部は、その地域内の会員をもって組織し、その地域において本会の目的の実現を図ることを任務とする。
- 3 支部は、支部会則を定め、支部長、その他の役員を置いて運営する。
- 4 支部は、その運営に要する費用を負担する。

第6章 会 計

(経費)

- 第15条 本会の経費は、新入会員の入会金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 入会金は、一人当たり2,000円とし、入会時に納入する。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、年度の称号は、10月1日の属する年とする。

付 則

1. 会員は、その住所、電話番号等に変更があったときには速やかに所属支部長に届け出ること。居住地に南校同窓会支部がない地区の場合で個人会員として登録された会員は上記の場合、南校同窓会会長にも届け出ること。

栃木県シルバー大学校南校同窓会会則

2. 会員が死亡したとき、その属する支部の代表者は本会の名の下に弔電を発し、本会を代表して弔意を表す。また、支部の代表者はその内容を遅滞なく本会会長又は総務に報告して係る費用を請求して受領する。

3. この会則は、平成6年度総会より適用する。
 - ・平成8年10月29日一部改正実施する。
 - ・平成9年10月29日一部改正実施する。
 - ・平成14年10月28日一部改正実施する。
 - ・平成16年10月18日一部改正実施する。
 - ・平成18年10月16日一部改正実施する。
 - ・平成20年10月20日一部改正実施する。第4条、第15条の改定は29期生から適用する。
 - ・平成22年10月18日一部改正実施する。
 - ・平成25年10月22日一部改正実施する。
 - ・平成27年10月20日一部改正実施する。
 - ・平成30年10月17日一部改正実施する。第4条2項「それぞれ」を「原則」に改正
 - ・令和4年10月19日一部改正実施する。